
海田町自転車活用推進計画（素案）

令和2（2020）年〇月

海 田 町

目 次

はじめに	1
本計画の構成	2
第Ⅰ章 計画策定の趣旨	3
1 目的	3
2 対象地域	3
3 計画期間	3
第Ⅱ章 計画の位置付けの整理	4
1 計画の位置付け	4
2 上位関連計画との関連性	4
第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題	13
1 まちづくり	13
2 健康	22
3 交通安全	26
第Ⅳ章 計画の目標と体系	32
1 基本理念及び目指す姿	32
2 目標の設定	33
第Ⅴ章 実施する取組	34
1 取組一覧	34
2 政策目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり	35
3 政策目標Ⅱ 自転車の利用を促進した健康で活力ある社会づくり	38
4 政策目標Ⅲ 自転車事故のない安心な暮らしづくり	39
第Ⅵ章 計画の進捗管理	44
1 計画の推進	44
2 計画の進行管理・評価，見直し	44

はじめに

わが国においては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）が平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行されました。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下、「国の推進計画」という。）が、平成 30（2018）年 6 月 8 日に閣議決定され、また、同法第 10 条及び 11 条において、都道府県・市町村（特別区を含む）は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されているところです。

このような中、国の計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を基に総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む広島県自転車活用推進計画※（2019 年度～2020 年度）が策定されました。

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、海田町版の自転車活用推進計画を策定したものです。

※都道府県の自転車活用推進計画は、自転車活用推進法第 10 条において、「国の自転車活用推進計画を勘案して、都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

本計画の構成

本計画は、下記の章で構成されます。

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

目的

対象地域

計画期間

第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

計画の位置付け

上位関連計画との関連性

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

1 まちづくり

2 健康

3 交通安全

第Ⅳ章 計画の目標と体系

【基本理念】安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり

目指す姿

【目標の設定】

政策目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

政策目標Ⅱ 自転車の利用を促進した健康で活力ある社会づくり

政策目標Ⅲ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

実施施策

主な取組

第Ⅴ章 実施する取組

政策目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

実施施策1 自転車通行経路の計画的な整備推進

実施施策2 違法駐車取締の推進

実施施策3 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

政策目標Ⅱ 自転車の利用を促進した健康で活力ある社会づくり

実施施策1 自転車を活用した健康づくりの推進

実施施策2 自転車通勤等の促進

実施施策3 自転車通行経路の計画的な整備推進

政策目標Ⅲ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

実施施策1 自転車の安全利用の促進

実施施策2 学校における交通安全教育の推進

実施施策3 違法駐車取締の推進

実施施策4 自転車通行空間の計画的な整備推進

第Ⅵ章 計画の進捗管理

計画の推進

計画の進行管理・評価、見直し

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

1 目的

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、本町の実情に応じた自転車活用推進計画を策定するものです。

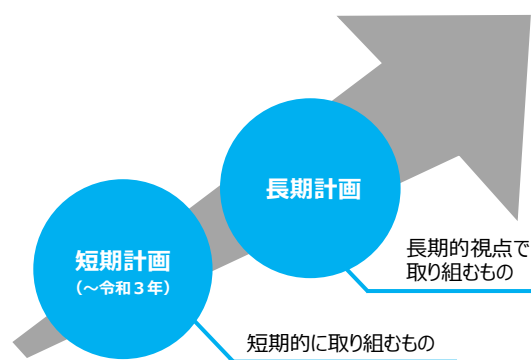
2 対象地域

本計画では、海田町全域を対象とします。

3 計画期間

本計画では、本町に関連する上位計画、県の推進計画を踏まえ、計画期間を計画策定後から令和3年度までとし、その後は5年ごとに計画の見直しを図ります。

図表 計画期間



第Ⅱ章 計画の位置付けの整理

1 計画の位置付け

本計画は、「広島県自転車活用推進計画」を基本として、自転車の活用を町全体で総合的、計画的に推進するための計画を策定するものです。

なお、自転車の特性に応じて、「まちづくり」、「健康」、「交通安全」の3つの分野について、計画を策定します。

2 上位関連計画との関連性

計画の策定に当たっては、関連計画との整合及び連携を図るものとします。各計画における自転車活用推進に関連する記載は次のとおりです。

2-1 第4次海田町総合計画 後期基本計画

- 1 安全で快適な交通環境の整備における自転車利用者等の安全確保
- 2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの展開における自転車利用の推進
- 3 自転車利用の環境整備における駐輪場の整備及び自転車通行の環境整備

2-2 海田町都市計画マスタープラン

- 1 駐車場・駐輪場の整備
- 2 歩行者・自転車空間のネットワーク形成
- 3 自転車を組み合わせた公共交通機関の利用（サイクル・アンド・ライド）の促進

2-3 第3次健康かいた21

住民一人ひとりの健康づくり活動の支援

2-1 第4次海田町総合計画 後期基本計画

(1/3)

資料名称	第4次海田町総合計画 後期基本計画		
発行主体	海田町	発行時期	平成28年9月策定
都市の将来像	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る、支え合う豊かさづくり～		
施策の軸と基本施策	1.子どもがいいきと育つまちをつくろう 2.だれもが尊重され活躍するまちをつくろう 3.健康で人にやさしい安心のまちをつくろう 4.環境にやさしく快適なまちをつくろう 5.都市基盤を整え生かすまちをつくろう 6.産業と働く人が元気なまちをつくろう 7.参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう ⇒安全で快適な交通環境の整備 ・自転車利用者等の安全確保		

2 安全で快適な交通環境の整備

安全で快適な交通環境を確保するため、道路交通体系の整備、歩道や交通安全施設の整備などに努め、適切な交通規制の実施について、関係機関に働きかけます。

具体的施策

(1) 歩行者空間の整備

- 歩道の設置や改善などに努めます。
- 歩道が確保できない箇所については、グリーンラインの設置を進めます。
- バリアフリー化など高齢者や障がい者などに配慮した歩行者空間の確保に努めます。

(2) 交差点等の改良

- 危険な交差点の改良などに努めます。
- 交通事故の危険性の高い区間や箇所などについては、舗装の色や材質を工夫するなど、車の速度抑制やドライバーへの注意喚起を促す環境整備に努めます。

(3) 交通安全施設の整備

- 防護柵などの交通安全施設の整備を進めます。
- 交通事故の危険性の高い箇所にカーブミラー等の交通安全施設を整備し、安全な交通環境を確保します。
- 交通安全施設を適宜点検し、必要に応じて修繕することにより、交通安全の確保に努めます。

(4) 適切な交通規制の実施に向けた働きかけ

- 道路交通の現状や地域住民の意向を把握しながら、適切な交通規制の実施を関係機関に働きかけます。

(5) 自転車利用者等の安全確保

- 交差点などにおける注意喚起の路面標示や、自転車等の動線に配慮し、自転車利用者等の安全確保に努めます。

(2/3)

資料名称	第4次海田町総合計画 後期基本計画		
発行主体	海田町	発行時期	平成28年9月策定
都市の将来像	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る，支え合う豊かづくり～		
施策の軸と基本施策	1.子どもがいいきまと育つまちをつくろう 2.だれもが尊重され活躍するまちをつくろう 3.健康で人にやさしい安心のまちをつくろう 4.環境にやさしく快適なまちをつくろう 5.都市基盤を整え生かすまちをつくろう 6.産業と働く人が元気なまちをつくろう 7.参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう	⇒温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの展開 ・自転車利用の推進	

2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの展開

温室効果ガス排出量の削減を図るため，ハード・ソフトの両面から，地域ぐるみで温暖化対策に取り組めます。

具体的施策

(1) 温室効果ガス削減のための施設整備

- ① 公共施設における地球温暖化対策
 - 計画的なLED蛍光灯への交換工事，太陽光発電設備の整備等を推進します。
- ② 電気自動車の普及促進
 - 電気自動車の急速充電器を公共施設に整備し，一般の利用者に無料で供することにより，電気自動車の普及を促進します。

(2) 緑の地球温暖化対策の推進

- ① 緑地の保全
 - 森林などの緑地の保全に努めます。
 - 公園緑地における緑の保全・創出に努めます。
- ② 地域ぐるみで取り組むみどりのカーテン
 - 関係団体や住民と連携しながら，公共施設や事業所，住宅などにおける緑化を進めます。
 - ゴーヤなどによる“みどりのカーテンづくり”に取り組むとともに，“みどりのカーテンマップ”をつくり，住民等へ情報提供し，活動の輪を広げていきます。

(3) 自転車利用の推進

- 有害物質の発生しない自転車利用に関する情報提供や学習・体験機会の確保を図ります。
- 自転車利用運動を推進します。

(3/3)

資料名称	第4次海田町総合計画 後期基本計画		
発行主体	海田町	発行時期	平成28年9月策定
基本理念	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る, 支え合う豊かづくり～		
施策の軸と基本施策	1.子どもがいいきいと育つまちをつくろう 2.だれもが尊重され活躍するまちをつくろう 3.健康で人にやさしい安心のまちをつくろう 4.環境にやさしく快適なまちをつくろう 5.都市基盤を整え生かすまちをつくろう 6.産業と働く人が元気なまちをつくろう 7.参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう	⇒鉄道の利便性・快適性の向上と利用促進 ・駐輪場整備, サイクル・アンド・ライドの促進 自転車利用環境の整備 ・駐輪場の整備 ・自転車通行の環境整備	

4 鉄道の利便性・快適性の向上と利用促進

都市交通の円滑化や地球温暖化対策などを鉄道利用の面からも進めるため、鉄道の利便性・快適性の向上と利用促進に取り組みます。

具体的施策

(1) 海田市駅のターミナル機能の強化

- 海田市駅南口土地区画整理事業において、駅前広場やアクセス道路などの整備を図ります。
- 海田市駅への停車便数の増加など、海田市駅の利便性や快適性の向上に関して、関係機関に働きかけます。
- 海田市駅に接続するバスと鉄道の連絡性の向上などに取り組みます。

(2) 鉄道利用の促進

- 地球温暖化対策や鉄道の利便性などに関する情報を提供し、住民の鉄道利用に関する意識の高揚に努めます。
- 駐輪場の整備などを進めるとともに、自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）を促進します。
- 住民の利便性を含め、鉄道利用環境の整備を検討します。

5 自転車利用の環境整備

環境にやさしい自転車利用を促進するため、駐輪場の整備を進めるとともに、自転車利用にも考慮した道路の整備などに取り組みます。

具体的施策

(1) 駐輪場の整備

- 海田市駅周辺において、駐輪場の再整備を行います。
- 公共施設における駐輪場の確保・整備を図ります。
- 商業施設をはじめ民間施設における駐輪場の確保・整備を促進します。

(2) 自転車通行の環境整備

- 都市計画道路の整備などにおいては、歩行者と自転車利用の共存や分離など、自転車利用にも考慮した整備を推進します。

2-2 海田町都市計画マスタープラン

(1/4)

資料名称	海田町都市計画マスタープラン		
発行主体	海田町	発行時期	平成 23 年 9 月策定
基本理念	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る，支え合う豊かづくり～		
都市づくりの基本的方針	1.都市機能の適正配置と計画的な土地利用 2.都市活動と住民生活を支える都市基盤の整備 3.交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成 4.快適に暮らせる居住環境の形成 5.個性的でうまいのある都市環境の形成 6.人と環境にやさしい都市環境の形成 7.災害等に強い都市づくり	⇒道路・交通施設の整備 ・駐車場・駐輪場の整備 ・歩行者・自転車空間のネットワーク形成	

③ 駐車場・駐輪場の整備

- ・都市内交通の利便性の向上，交通混雑の解消等を図るため，駐車場・駐輪場を整備するとともに，適切な管理運営，駐車場・駐輪場情報の提供等を行います。
- ・公共施設への駐輪場の設置，商業施設などの民間施設における駐輪場の立地誘導を図ります。

(4) 安全で快適な交通環境の形成

- ・歩道の設置・改善やバリアフリー化，交差点の改良，生活道路等における走行速度低減に配慮した道路整備，ガードレール等の交通安全施設の設置等により，安全で快適な交通環境の整備を進めます。

(7) 歩行者・自転車空間のネットワークの形成

- ・環境への配慮，賑わいのある市街地の形成を図るため，歩道の整備や自転車道の確保，グリーンラインの設置，ひまわり大橋や瀬野川河川緑地等の活用等により，歩行者・自転車空間のネットワークを形成します。

(8) 防災対策の推進

- ・災害時に安全に避難出来るよう，避難地を結ぶ避難路ネットワークを形成します。
- ・緊急時に市街地内に円滑にアクセスできるよう，区画道路の整備を推進します。

(9) 住民等の参加による道づくり

- ・住民，事業者，行政等が協働し，街路樹の管理，歩道の清掃などを行う仕組みづくりに取り組みます。

(2/4)

資料名称	海田町都市計画マスタープラン		
発行主体	海田町	発行時期	平成 23 年 9 月策定
基本理念	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る，支え合う豊かづくり～		
都市づくりの基本的方針	1.都市機能の適正配置と計画的な土地利用 2.都市活動と住民生活を支える都市基盤の整備 3.交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成 4.快適に暮らせる居住環境の形成 5.個性的でおいしいのある都市環境の形成 6.人と環境にやさしい都市環境の形成 7. 災害等に強い都市づくり	⇒公共交通（鉄道） ・自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）等を促進 公園緑地 ・緑のネットワークの形成 河川（水辺空間の魅力づくり） ・歩行者・自転車空間の確保	
(7) 鉄道 ・広島市東部地区連続立体交差事業を促進し，交通の円滑化と市街地の一体性の確保を図ります。 ・海田市駅の駅舎整備の促進，駅前広場，駐輪場，運行情報提供施設等の整備，バスとの連絡性の向上等により交通結節機能の強化を図るとともに，<u>自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）等を促進します。</u>			
(イ) 緑のネットワークの形成 ・<u>公園緑地等，歩道，自転車道，公共施設等の緑化を進め，これらを結ぶ快適な環境の緑のネットワークの形成を図ります。</u> ・登山道・遊歩道の整備，適切な維持管理による自然（森林）探索ルートづくりや，瀬野川，三迫川，唐谷川の河岸緑地等の整備により，快適な歩行者空間の確保を図ります。			
(イ) 水辺空間の魅力づくり ・瀬野川，三迫川，唐谷川などの市街地内河川については，緑化等による潤いのある水辺空間の形成，<u>歩行者・自転車空間の確保</u>，親水空間の形成など，河川環境の整備を促進します。 ・河川の清掃美化活動等を促進するため，広島県の「ひろしまアダプト活動支援事業（ラブリバー制度）」などの支援制度を活用するなど，住民等と行政の協働による水辺空間づくりに取り組みます。			

(3/4)

資料名称	海田町都市計画マスタープラン		
発行主体	海田町	発行時期	平成 23 年 9 月策定
基本理念	ひと輝く・色彩のまち かいた ～海田らしさがきらりと光る，支え合う豊かづくり～		
都市づくりの基本的方針	1.都市機能の適正配置と計画的な土地利用 2.都市活動と住民生活を支える都市基盤の整備 3.交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成 4.快適に暮らせる居住環境の形成 5.個性的でうまいのある都市環境の形成 6.人と環境にやさしい都市環境の形成 7.災害等に強い都市づくり	⇒地域拠点の整備 ・快適で移動しやすい歩行者・自転車ネットワークの形成 ・駐輪場の整備	

3 交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成

(1) 基本方針

J R 海田市駅周辺については，海田市駅南口土地区画整理事業による基盤整備，地区の整備課題に応じた整備手法の導入，都市基盤の整備と併せた土地利用の誘導，住民，事業者等と行政との協働による商業環境の整備等により，賑わい豊かな拠点の形成を図ります。

また，市街地東部について，住民の日常生活の利便性の向上を図るため，商業・サービス機能等の集積した拠点の形成を図ります。

(2) 整備方針

ア 地域拠点の整備

- ・ J R 海田市駅南口については，海田市駅南口土地区画整理事業の推進により都市計画道路，駅前広場，公園などの公共施設と宅地を一体的に整備するとともに，地区計画制度の活用により良好な地区環境の形成を図ります。
- ・ J R 海田市駅北口については，広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業の推進により，南口と一体的な市街地の形成を図ります。
- ・ J R 海田市駅周辺から大正交差点周辺に至る地区については，広島市東部地区連続立体交差事業の促進と高架下等の空間活用の検討，快適で移動しやすい歩行者・自転車ネットワークの形成，駐輪場等の整備，休息や交流の場となる公共施設の整備等を進めます。
- ・ また，住民，事業者等と行政との協働により，J R 海田市駅周辺と連続した賑わいある商業地の形成を図るなど，本町の都市活動を支える拠点の形成を図ります。
- ・ 都市機能の集積や高い利便性を活かして街なか居住を推進することとし，優良建築物等整備事業等の導入を検討するなど，良質な都市型住宅の供給を促進します。また，区画道路の整備，歩行者・自転車空間の確保，住民，事業者等との協働による緑化の促進，美しい景観形成等により，良好な生活環境を形成します。

イ 地区拠点（生活中心地）の整備

- ・ 曾山，寺迫地区周辺については，商業・サービス施設等の立地誘導，公共交通の利便性の向上，区画道路，公園の整備等による良好な居住環境の形成等により，市街地東部における日常活動の中心となる拠点の形成を図ります。

(4/4)

資料名称	海田町都市計画マスタープラン		
発行主体	海田町	発行時期	平成 23 年 9 月策定
基本理念	ひと輝く・色彩のまち かいた 〜海田らしさがきらりと光る, 支え合う豊かづくり〜		
都市づくりの基本的方針	1.都市機能の適正配置と計画的な土地利用 2.都市活動と住民生活を支える都市基盤の整備 3.交通結節点を活かした賑わい豊かな拠点形成 4.快適に暮らせる居住環境の形成 5.個性的でうまいのある都市環境の形成 6.人と環境にやさしい都市環境の形成 7.災害等に強い都市づくり	⇒自転車・公共交通機関の利用促進 ・駐輪場の設置,自転車ルートの設置検討,自転車レーンの確保検討 ・サイクル・アンド・ライドの促進	

ウ 自転車・公共交通機関の利用の促進

- ・ J R海田市駅周辺などにおける駐輪場の設置, 都市計画道路沿いや瀬野川河川緑地などへの自転車ルートの設置の検討, 関係機関等との連携による国道 2 号などへの自転車レーンの確保の検討, 自転車利用の意識啓発などにより, 環境負荷の低減に寄与する自転車利用を促進します。
- ・ 自転車と組み合わせた鉄道利用（サイクル・アンド・ライド）の促進, 路線バス等のバス停の整備等により, 環境負荷の低減に寄与する公共交通機関の利用を促進します。

エ みどりのカーテンづくり

- ・ 地球温暖化対策に資するとともに, 緑豊かな都市環境を形成するため, ゴーヤ, ヘチマ, アサガオなどつる性植物で窓を覆う「みどりのカーテンづくり」を進めます。

オ 住民等との協働による環境にやさしいまちづくり

- ・ 住民等と行政との協働によりまちのバリアフリー点検, 歩行者・自転車空間の点検等を行い, バリアフリー, 環境問題などに対する意識の醸成を図るとともに, バリアフリーのまちづくりを進めます。
- ・ 住民, 関係団体, 事業所等と連携しながら, みどりのカーテンマップを作成するなど, みどりのカーテンづくりを進めます。

2-3 第3次健康かいた21

資料名称	第 3 次健康かいた 2 1		
発行主体	海田町	発行時期	平成 30 年 3 月
基本理念	○元気と病気の調和した自分らしい健康を目指します！ ～健康寿命をのばそう！～		
自転車活用推進に関連する取組の方向	1. 住民一人ひとりの健康づくり活動の支援 2. 健康づくりの推進体制の充実・強化 3. 計画の進行管理と背策（事業）の評価		

【健康づくり施策の体系】

基本理念
（大目標）

元気と病気が調和した自分らしい健康をめざします！
～健康寿命をのばそう！～

健康づくりの施策の基軸（事業群）
（中目標）

親子の健康を保持し地域で
育児を見守る体制づくり
【健やか親子推進事業】

広げよう元気の輪
【元気増やし事業】

自分らしい健康習慣を
仲間とともに獲得する
【病気減らし事業】

「食」と人の輝きづくり
【食育推進事業】
※第 3 編 食育推進計画（第 2 次）

一人ひとりのこころの健康づくり
【こころの健康づくり推進事業】

項目別「数値目標」の設定
（現状、目標）

健康づくり事業（上記）を支える主要施策の展開

健康づくりの施策（事業）を支える行動目標
（主要施策）

住民一人ひとりの
健康づくり活動の支援

健康づくりの
推進体制の充実・強化

計画の進行管理と
施策（事業）の評価

第Ⅲ章 自転車を取巻く現状と課題

本章では、「広島県自転車活用推進計画」と同様に、「まちづくり」「健康」「交通安全」の分野ごとに、自転車を取り巻く現状及び課題を整理しました。なお、現状について本町が把握していない項目については、広島県のデータを用いて整理しました。

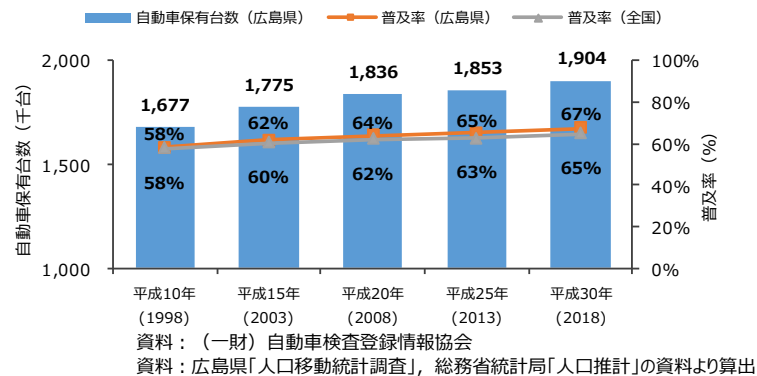
1 まちづくり

1-1 現状

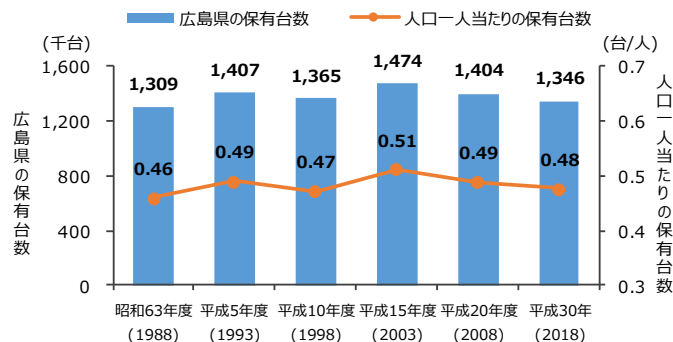
(1) 自動車・自転車の保有状況

- 県内の自動車保有台数は20年以上増加傾向であり、その普及率（＝保有台数／人口）は全国平均と同程度です。
- 県内の自転車の保有台数は約140万台で推移しており、およそ2人に1台の割合となっています。

図表 自動車保有台数・普及率



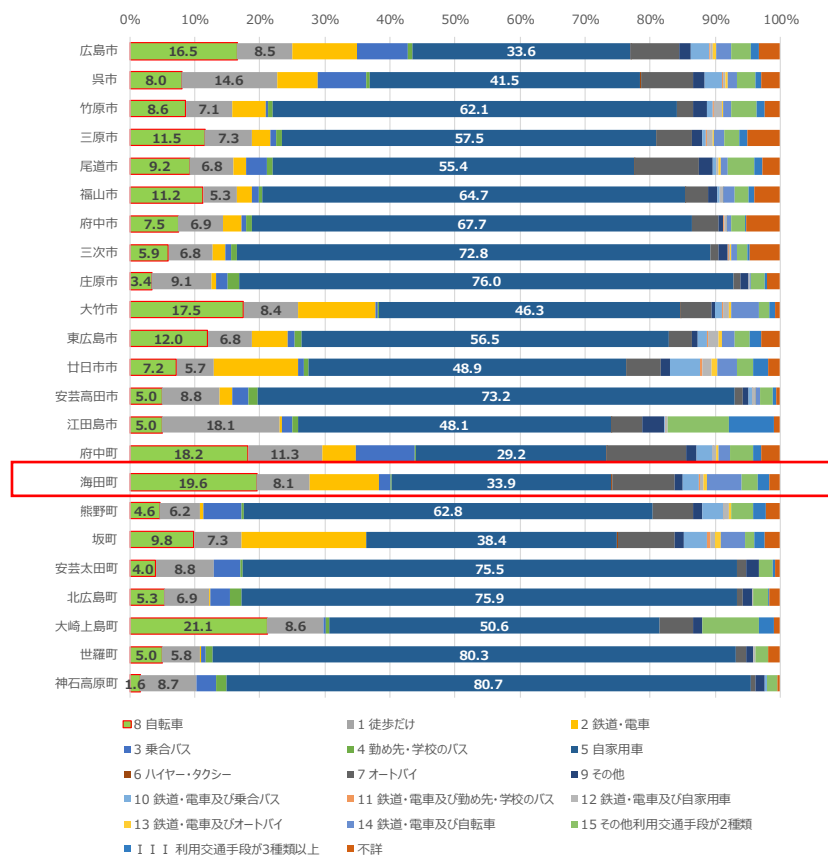
図表 自転車保有台数と人口1人当たりの保有台数



(2) 交通手段分担率

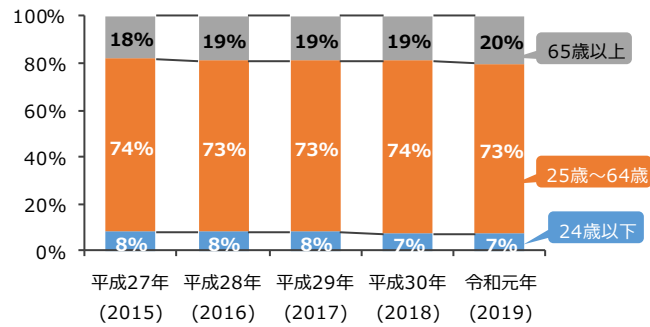
- 海田町の通勤・通学の自転車利用は、19.6%の分担率となっています。
- 自動車免許保有者は65歳以上が年々増加傾向にある一方で、自動車免許自主返納者数も年々増加しています。
- 海田高校では約500人、国際学院高校では約1,200人の自転車通学者数がいいます。

図表 海田町の通勤・通学の交通手段分担率



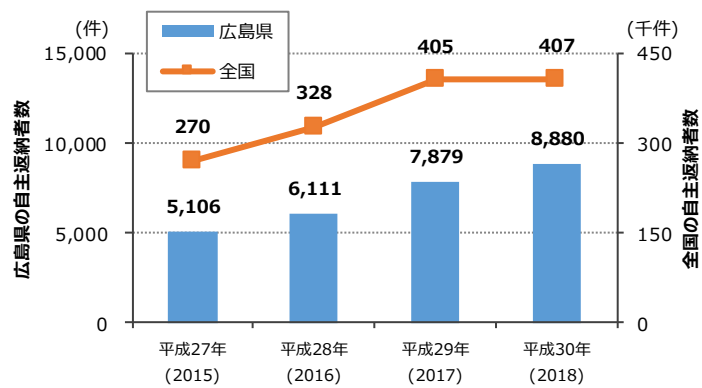
資料：総務省統計局「平成22（2010）年国勢調査」

図表 海田町の年齢別 自動車免許保有者割合



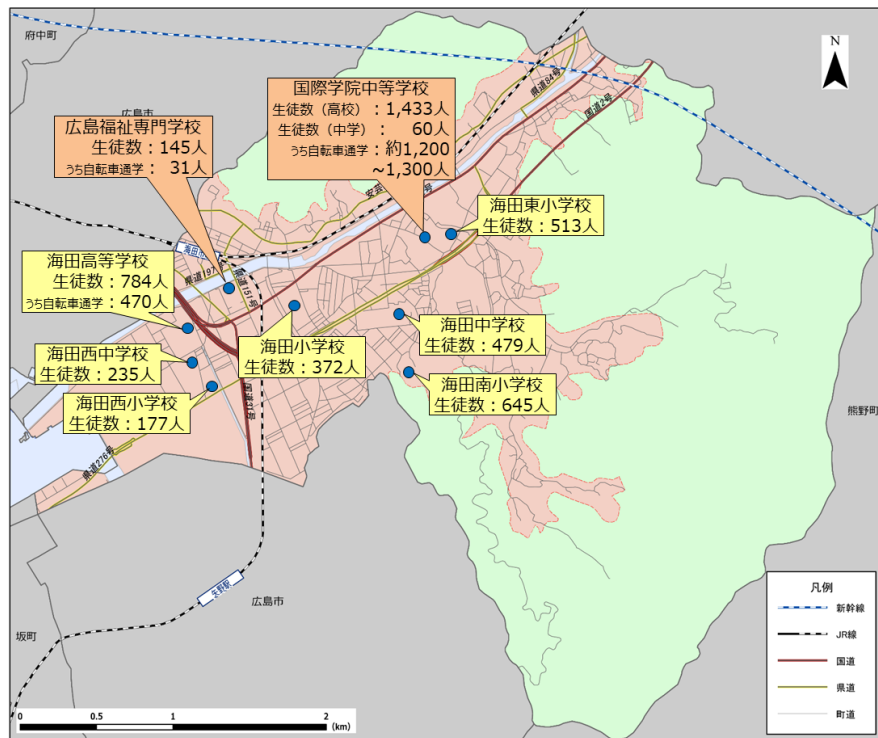
資料：広島県警察「免許に関する統計」（平成 27（2015）年～令和元（2019）年 6 月末）

図表 広島県の 65 歳以上の自動車免許自主返納数



資料：警察庁「運転免許統計」(平成 27（2015）年～平成 30（2018）年)

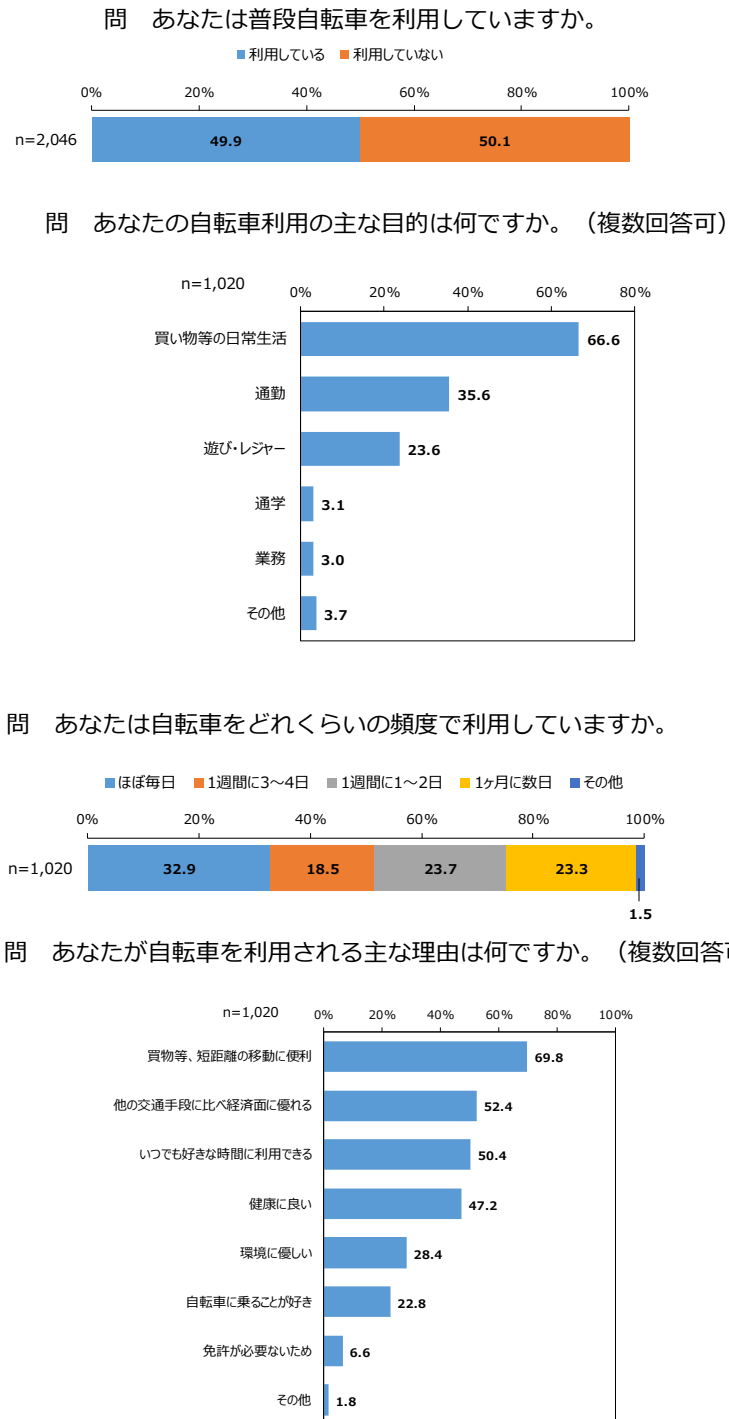
▼教育施設の生徒数・自転車通学者数



(3) 自転車の利用状況

- 自転車利用者は、買い物等の日常生活をはじめ、通勤や遊び・レジャーなど日常的に自転車を利用しています。

図表 自転車の利用状況



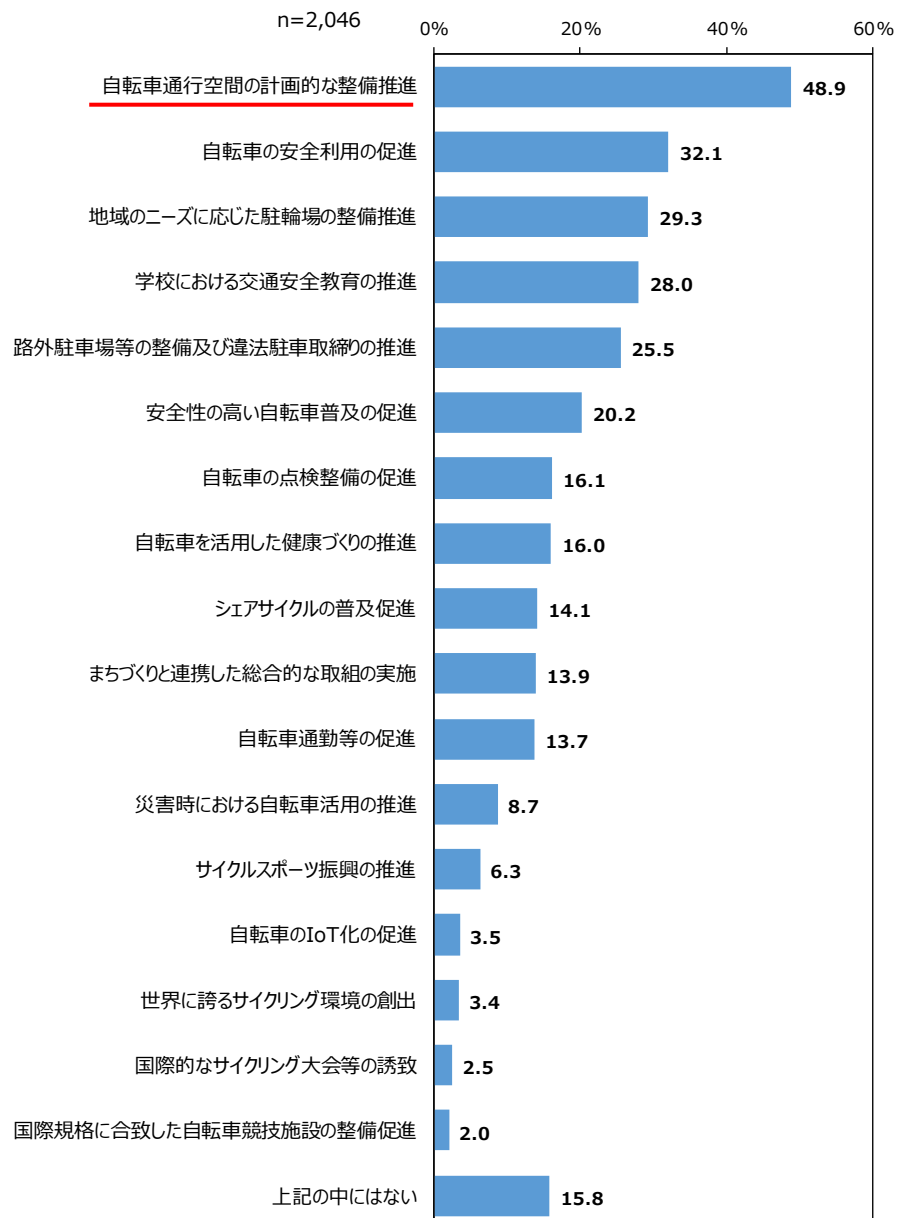
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

（４）関心の高い自転車に関する施策

- 「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対するニーズが最も高くなっています。

図表 関心の高い自転車に関する施策

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。（最大５つまでお答えください）



資料：県民の自転車利用状況に関するアンケート調査（平成 30（2018）年 12 月）

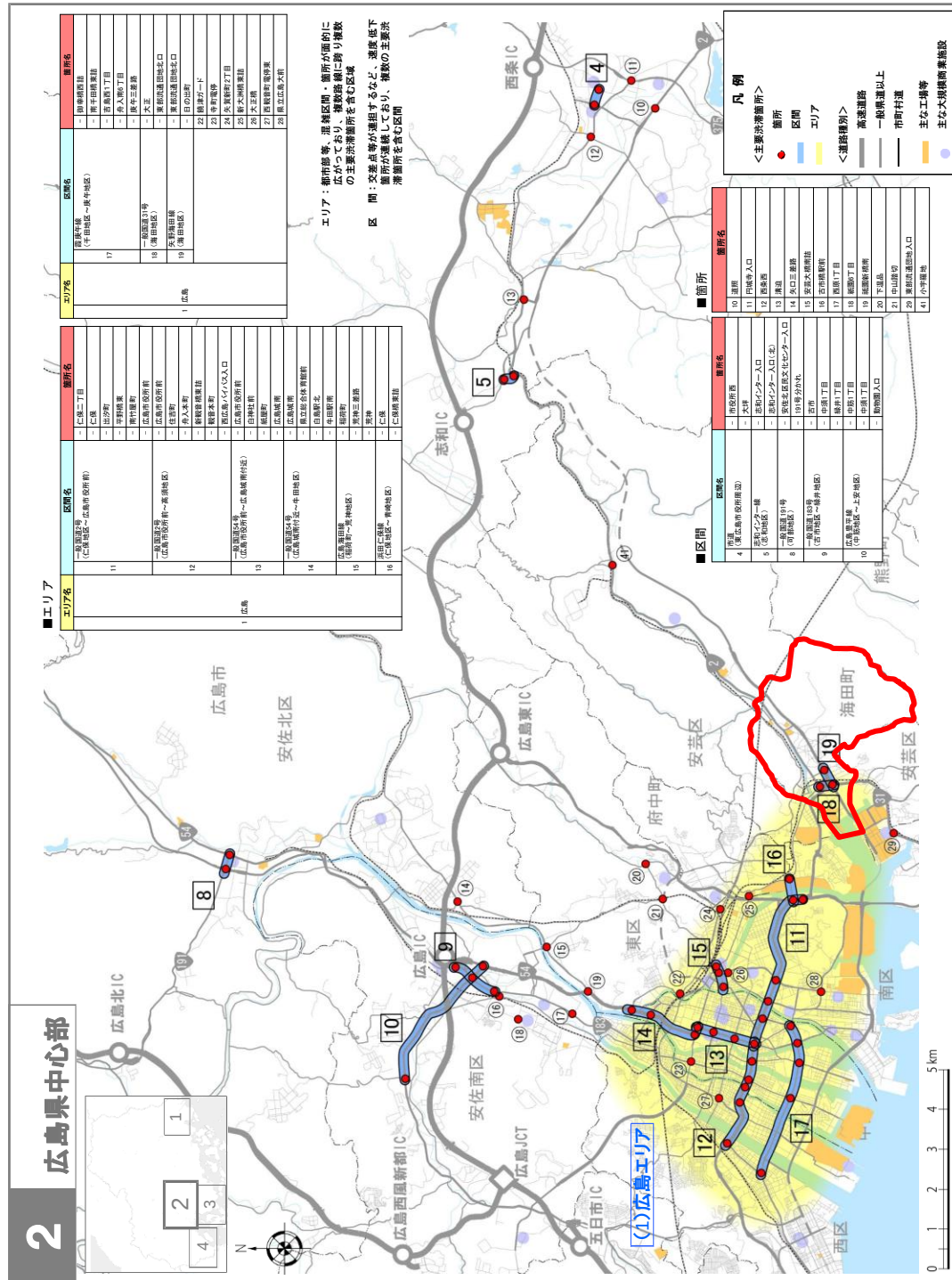
(5) 自転車等の放置防止に関する条例の制定

- 海田町では、自転車等の放置によって、歩行者の通行の障害となるなど様々な問題が生じていることから、「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、自転車放置防止のための取組を行っています。

(6) 交通渋滞の発生状況

- 下記の箇所に交通渋滞が発生しています。

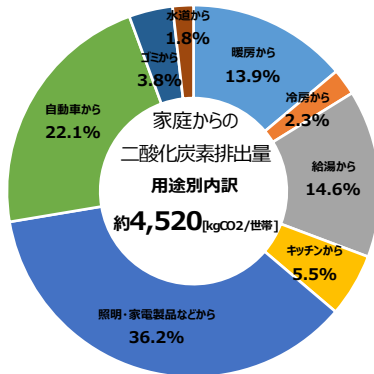
図表 海田町の渋滞発生状況



(7) 環境

- 我が国は、家庭から排出されるCO₂の約2割がクルマから排出されています。

図表 家庭からのCO₂排出量の内訳



資料：温室効果ガスインベントリオフィス（2016年度）

図表 1人が1km移動する時のCO₂排出量

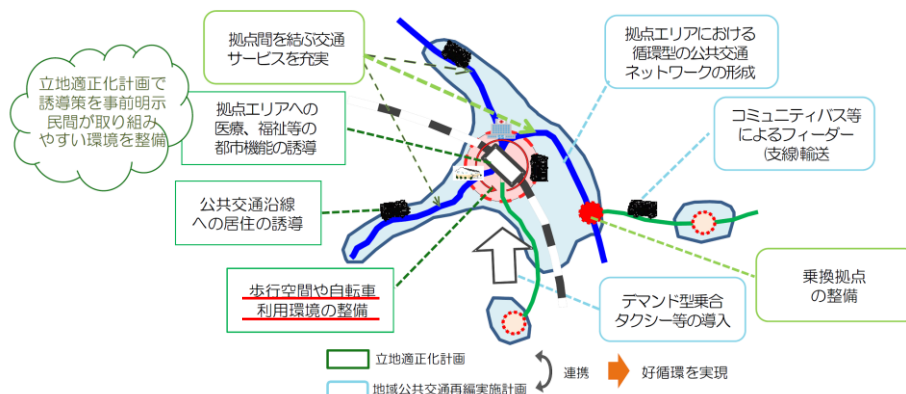
マイカー	137g
バス	56g
鉄道	19g
自転車	0g
徒歩	0g

資料：国土交通省「輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）」(2017度)

(8) コンパクトなまちづくりに向けた取組

- 広島県内市町では、過疎化に伴い地域公共交通サービスが衰退するとともに、高齢者の運転免許返納者数が年々増加する中、コンパクトシティの形成が進められています。
- コンパクトシティの形成等を進める上で、環境にやさしく、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進が重要な役割として位置づけられています。

図表 立地適正化計画（コンパクトシティ）のイメージ



資料：国土交通省 HP

1-2 課題

自転車は環境にやさしく、身近で気軽に使える乗り物です。買物や通勤、通学など幅広い用途で利用されており、約 2 人に 1 台の割合で自転車が保有されています。

また、本町の通勤及び通学における自転車の交通手段分担率は、19.6%もあり広島県内では高くなっています。自転車での通学者は国際学院中等高等学校で 1200～1300 人、海田高校では 470 人と海田市駅等から自転車を通学手段として利用しています。

自転車利用の実情や交通事故発生状況等を踏まえ、自転車通行経路の整備を推進するなど、安全で快適な自転車の通行環境を確保する必要があります。また、家庭から排出される二酸化炭素の約 2 割を占める自動車から自転車への利用の転換を図り、交通における低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等を進めることが重要です。

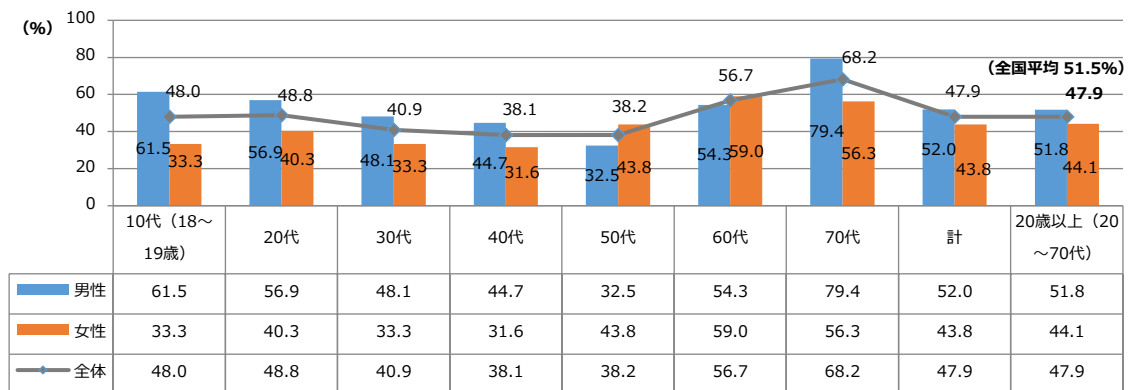
2 健康

2-1 現状

(1) スポーツ

- 広島県の20歳以上のスポーツ実施率（週1回以上運動・スポーツをする人の割合）は、全国の20歳以上のスポーツ実施率を若干下回っています。

図表 広島県の年代別・性別のスポーツ実施率



資料：広島県「広島県民の運動・スポーツに関する意識調査」（平成30（2018）年度）

資料：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成29（2017）年11～12月調査）

(2) 健康

- 本町の国民健康保険被保険者数に占める生活習慣病有病者数の割合は、平成28年で男性は19.8%（575人）と減少傾向にありますが、女性は22.4%（741人）と平成27年からの変化はみられません。

図表 主な生活習慣病の状況

表 海田町国民健康保険被保険者数と生活習慣病有病者数の推移

区 分	平成26年		平成27年		平成28年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
被保険者数（人）	3,104	3,484	3,005	3,441	2,900	3,301
生活習慣病有病者数（人）	730	904	616	767	575	741
有病者数割合	23.5%	25.9%	20.5%	22.3%	19.8%	22.4%

資料：レセプトデータ（各年5月診療分）

資料：海田町「第3次健康いた21」（平成30（2018）年3月）

- 本町の1人当たりの診療費は増加傾向にあり、県平均と比べても高くなっています。今後も広島県の高齢化率は上昇するものと見込まれており、医療費もそれに伴い増加することが予想されます。

図表 海田町の医療費の推移

表 国民健康保険被保険者1人あたりの診療費の推移 (円)

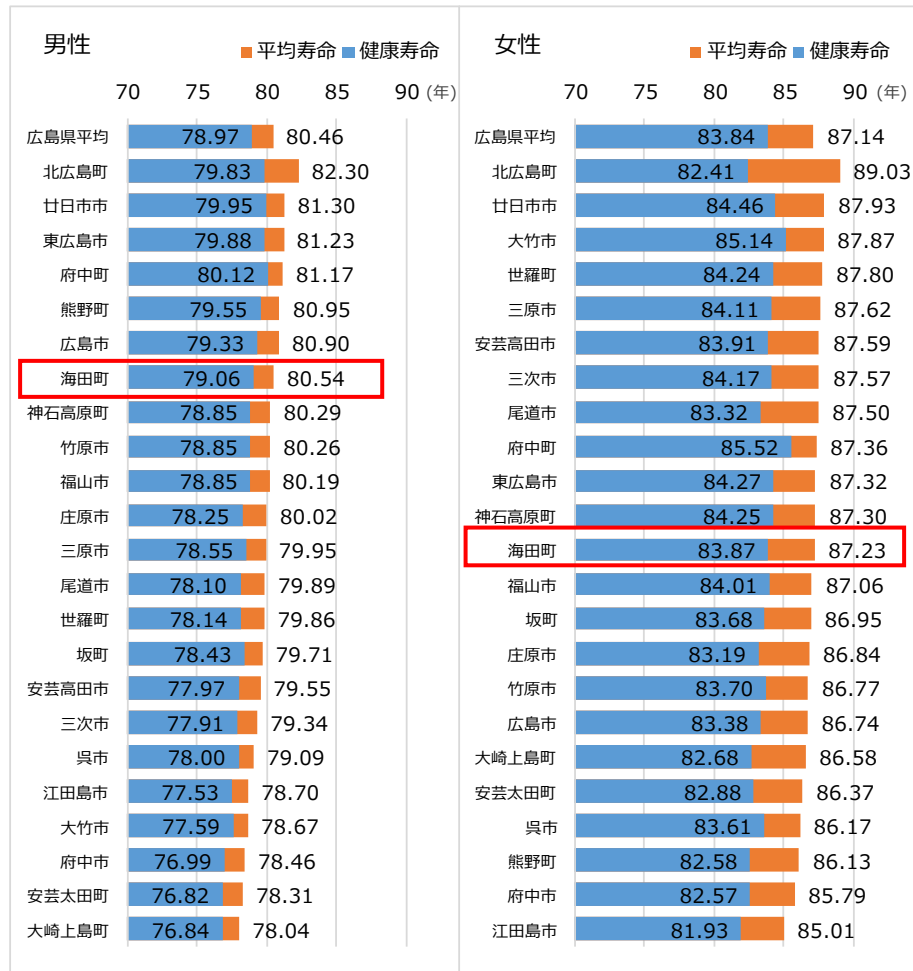
区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
海田町	279,737	308,627	316,605
広島県平均	300,397	306,374	314,634

資料：国民健康保険の現況

資料：海田町「第3次健康かいた21」（平成30（2018）年3月）

- 本町の平均・健康寿命は広島県内において、男性女性共に県平均よりやや高くなっています。

図表 広島県内の平均寿命と健康寿命の差



資料：広島県提供数値

※市町数値は、厚生労働科学研究班の「健康寿命の算定プログラム 2010-2015 年（平成 29 年 1 月）」を基に算定された結果をとりまとめた

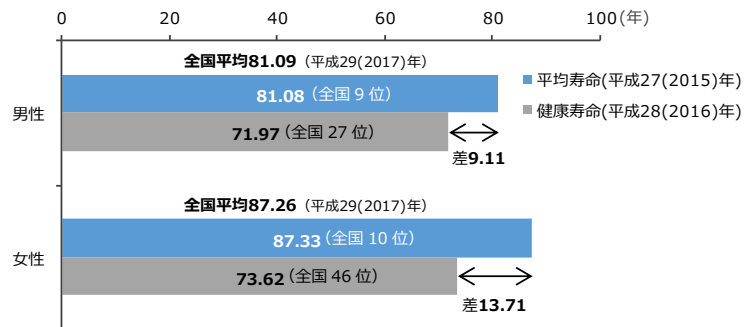
（基礎資料）・住民基本台帳人口（日本人人口）【平成 25 年 10 月 1 日現在】

・人口動態統計（死亡数）【平成 25 年】

・介護保険の「要介護 2～5」の認定者数【平成 25 年 9 月末時点】

- 広島県の健康寿命は全国的にみて低位となっています。

図表 広島県の平均寿命と健康寿命の差



資料：広島県「広島県健康増進計画 健康ひろしま21」(平成30(2018)年3月)

※同一年のデータがないため、参考比較

2-2 課題

平成29(2017)年度広島県県民健康意識調査によると、「運動習慣のある人の割合」は20～64歳の男女とも減少傾向にあり、働く世代の運動量を低下させない取組が必要であるとともに、運動やスポーツに親しみ、気軽に身体を動かす機会を増やすことができる取組の充実を図ることが大切です。

日常生活における自転車利用の推進は、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進に役立つだけでなく、将来的な社会保障費抑制に一定の効果が期待されることから、自転車という身近で手軽に利用することができる環境づくりを進めることが重要です。

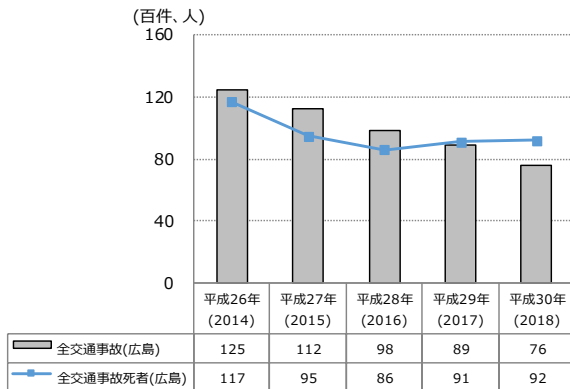
3 交通安全

3-1 現状

(1) 自転車関連事故の発生状況

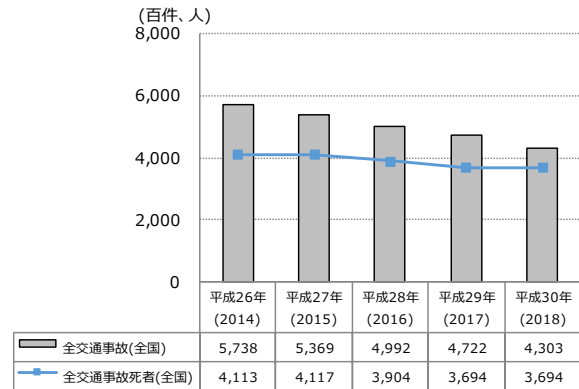
- 広島県の自転車乗用中の事故件数は減少傾向にありますが、全事故件数に占める自転車事故件数の割合は約 2 割で横ばい傾向にあります。
- 全国の事故件数も広島県と同様の傾向にあります。

図表 全交通事故件数の推移（広島県）



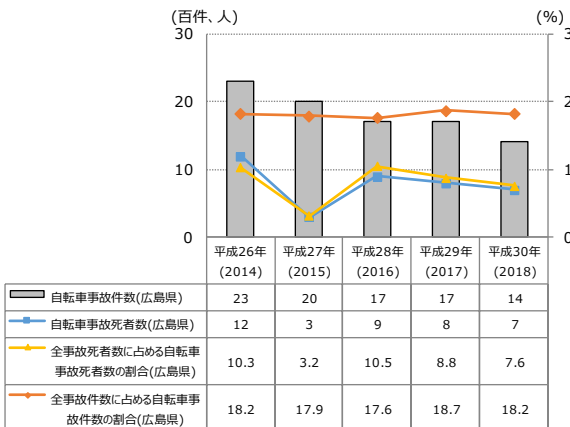
資料：広島県警察「広島県の交通統計」（平成 30（2018）年版）

図表 全交通事故件数の推移（全国）



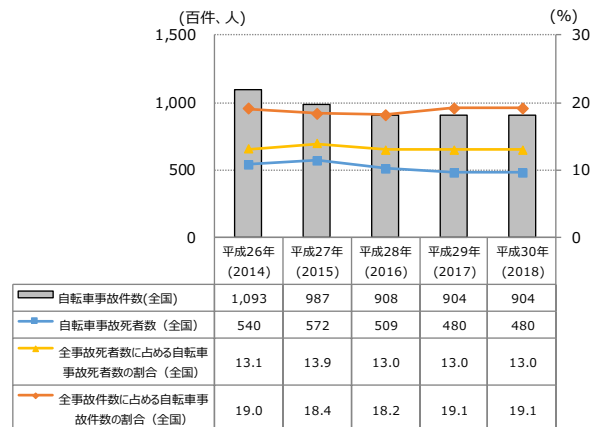
資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

図表 自転車関連事故件数の推移（広島県）



資料：広島県警察「広島県の交通統計」（平成 30（2018）年版）

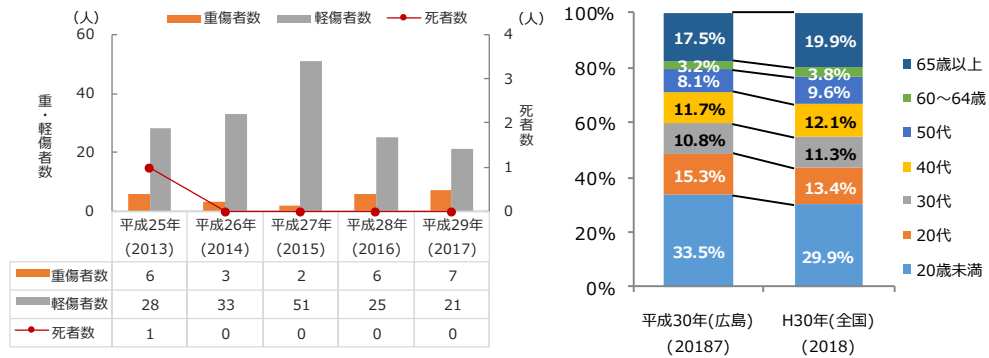
図表 自転車関連事故件数の推移（全国）



資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

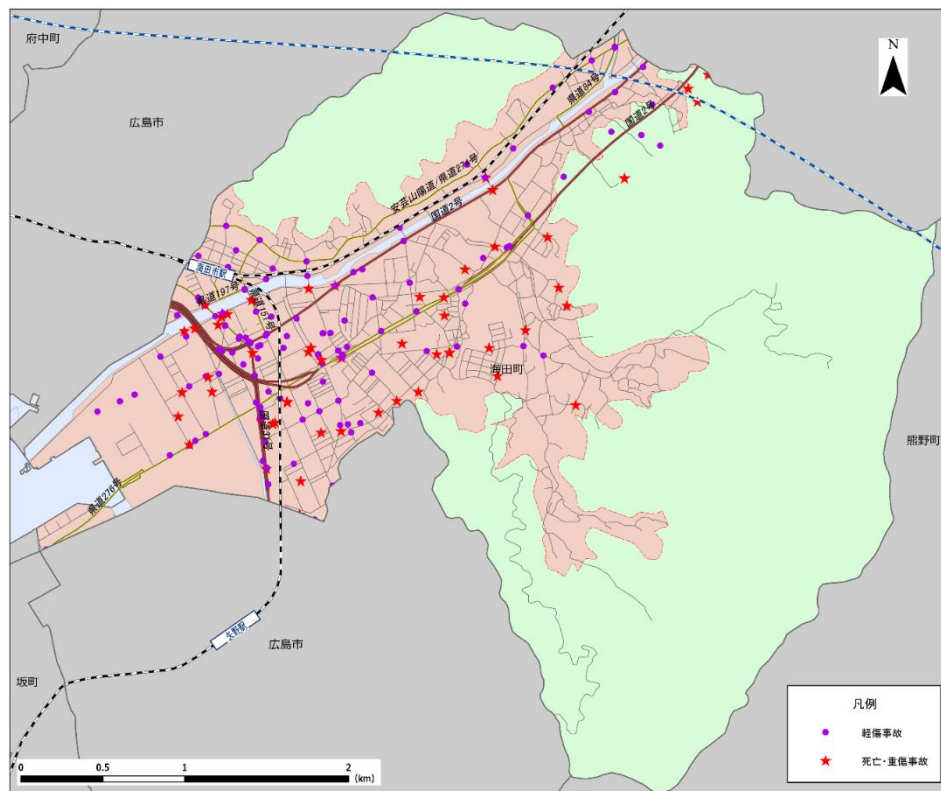
- 本町の自転車関連事故による死傷者数は、平成 29（2017）年に 28 人となっています。
- 自転車関連事故は、海田市駅や国道 31 号周辺で多く発生しています。
- 国道 2 号では、死亡事故が発生しており、重傷事故も含めると過去 3 年間で 3 件の重大事故が発生しています。
- 海田高校では年間 4～5 件、国際学院高校では年間 2～3 件の自転車関連の交通事故があります。

図表 海田町の自転車関連事故死傷者数の推移



資料：広島県警察「広島交通統計」（平成 25 年（2013）版～29（2017）年版）

図表 海田町の自転車関連事故発生状況

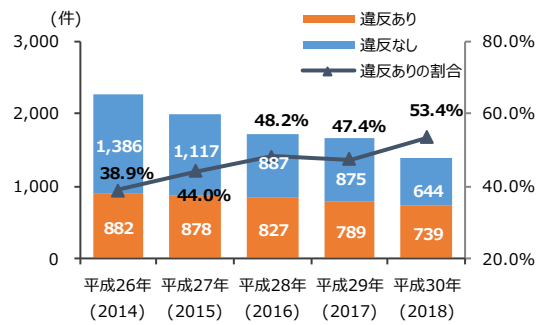


資料：広島県警察、海田町

(2) 自転車関連事故と法令違反の状況

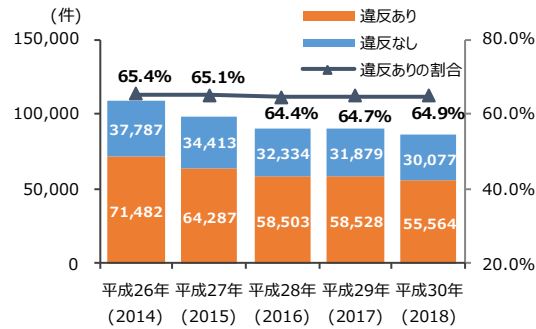
- 広島県の自転車側に法令違反のある事故は減少傾向ですが、自転車関連事故に占める法令違反のある自転車の割合は増加しています。

図表 自転車乗用中死傷者の法令違反の状況（広島県）



資料：広島県警察「広島県の交通統計」（平成 25（2013）年版～30（2018）年版）

図表 自転車乗用中死傷者の法令違反の状況（全国）

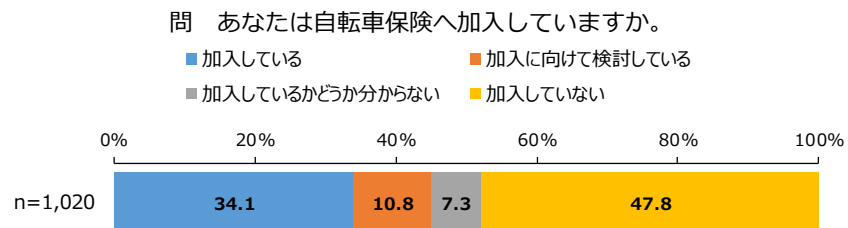


資料：警察庁「平成 30 年中の交通事故の発生状況」

(3) 自転車保険の加入状況

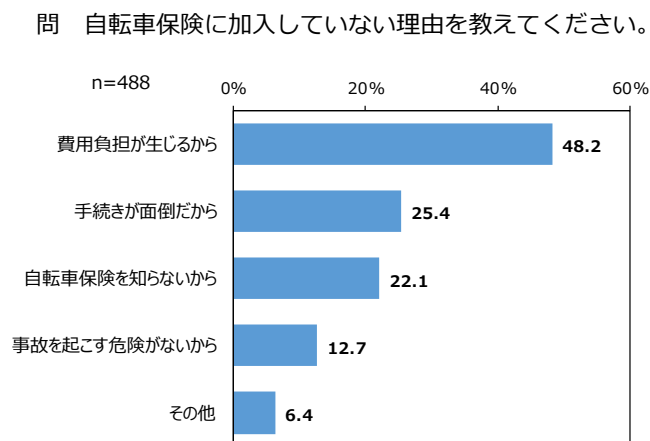
- 広島県内では、自転車保険の加入率は、費用負担等の理由により低調であると考えられます。

図表 自転車保険の加入状況



資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

図表 自転車保険に加入していない理由



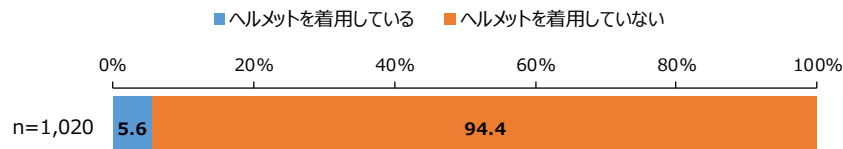
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

(4) ヘルメットの着用状況

- 広島県内では、「義務化されていない」「面倒」「必要性を感じられない」といった理由から、ヘルメットを着用していない方がほとんどであると考えられます。

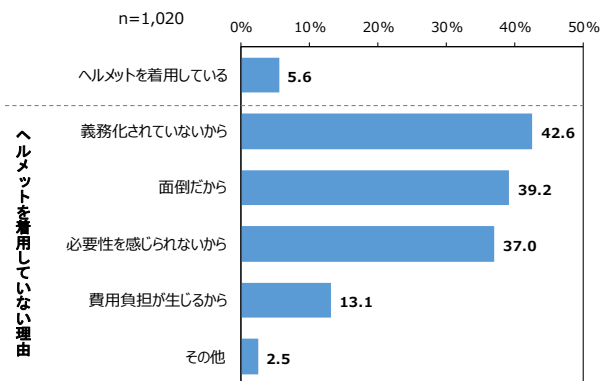
図表 利用の頻度

問 あなたは自転車を利用する際、自転車用ヘルメットを着用していますか。
着用していない場合、その理由を教えてください。(複数回答可)



資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

図表 ヘルメットを着用していない理由



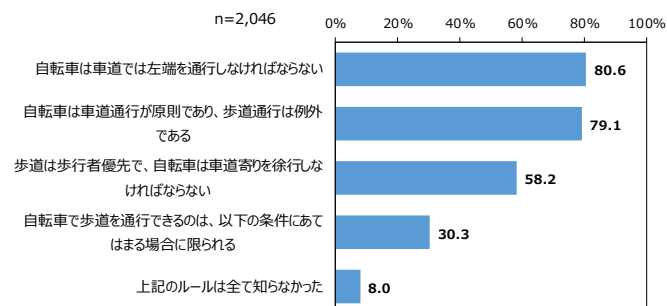
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

(5) 交通ルール・マナー

- 自転車の通行ルールについて、「自転車は車道では左端を通行しなければならない」「自転車は車道通行が原則であり、歩道通行は例外である」の認知度は高いものの、その他のルールについては高いとは言えない状況にあると考えられます。

図表 利用の頻度

問 自転車の通行ルールについて、あなたが既にご存知のものを教えてください。(複数回答可)



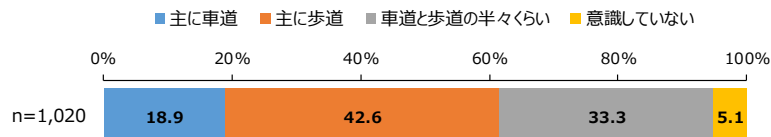
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」(平成 30 (2018) 年 12 月)

（６）自転車の通行位置の状況

- 広島県民の自転車利用者は、自転車を利用する際、主に歩道を走行する割合が最も高いものと考えられます。

図表 自転車の通行場所

問 あなたが自転車を利用する場合、主に道路のどこを走行していますか。



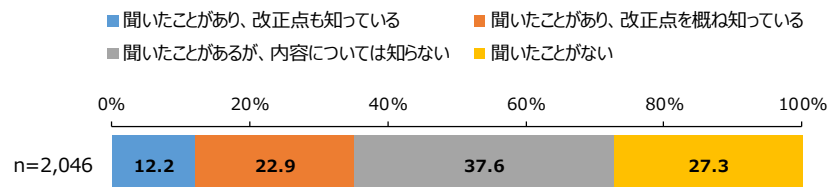
資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

（７）自転車安全講習義務化の認知度

- 自転車安全講習義務化の認知度は低い状況にあると考えられます。

図表 自転車安全講習義務化の認知度

問 あなたは平成 27（2015）年 6 月に道路交通法が改正され、信号無視や一時不停止など自転車の危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられたことを知っていますか。



資料：広島県「県民の自転車利用状況に関するアンケート調査」（平成 30（2018）年 12 月）

3-2 課題

本町の自転車関連事故による死傷者数は、平成 29（2017）年に 28 人となっており、海田市駅や国道 31 号周辺、国道 2 号で多く発生しています。死亡・重傷であった重大事故では過去 3 年間で 3 件が発生しています。また、通学時には海田高校で年間 4～5 件、国際学院高校で年間 2～3 件の自転車関連の交通事故があります。

自転車事故のない社会の実現に向けて、交通安全対策を推進するとともに、自転車利用者に対しては、交通ルールやマナーに関する理解を深めるため、交通安全教育等の推進を図る必要があります。

第Ⅳ章 計画の目標と体系

1 基本理念及び目指す姿

1-1 基本理念

安全で快適な自転車利用環境の創出による 豊かで活力ある地域づくり

今後、本町においても、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資することが求められています。

このような背景から、本町では「広島県自転車活用推進計画」と同様に、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念とし、自転車の特性を活かし、交通手段としてだけでなく、まちづくり、健康、交通安全など様々な場面での自転車活用の取組を推進していくこととします。

1-2 目指す姿「交通事故のない安全で安心な海田町」

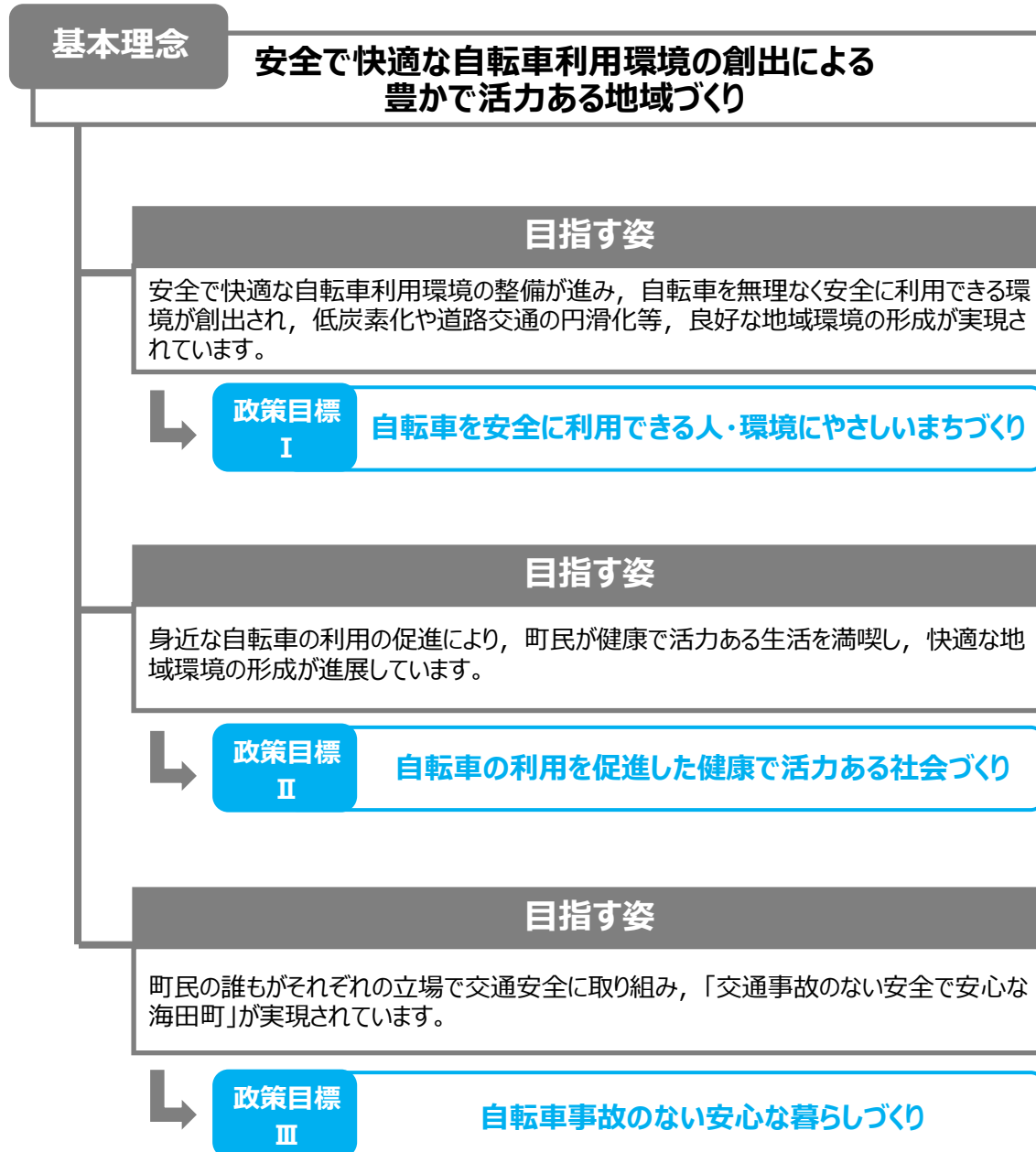
上述の基本理念、現状の課題、県民及び町民ニーズ等を踏まえ、「広島県自転車活用推進計画」と同様に、今計画で本町の目指す姿を以下のように設定します。

- 安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が実現されています。
- 身近な自転車の利用の促進により、町民が健康で活力ある生活を満喫し、快適な地域環境の形成が進展しています。
- 町民の誰もがそれぞれの立場で交通安全に取り組み、「交通事故のない安全で安心な海田町」が実現されています。

2 目標の設定

本計画では、目指す姿の実現のため、「広島県自転車活用推進計画」と同様に、下記に示す3つの政策目標を設定します。

図表 3つの政策目標



第Ⅴ章 実施する取組

1 取組一覧

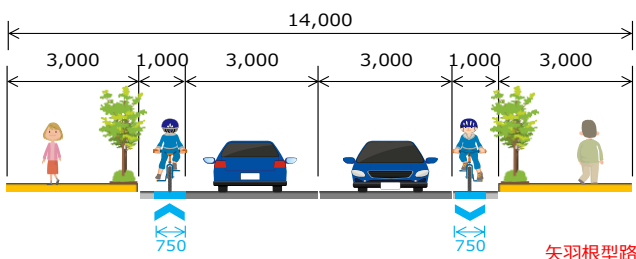
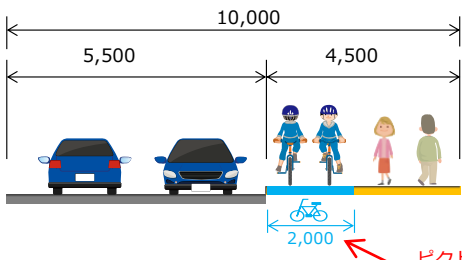
前述で設定した目標を達成するため、「広島県自転車活用推進計画」で設定されている取組に対し、本町が実施する取組を次の通り設定します。

図表 実施する取組

目 標	実施施策	本町の取組
【政策目標Ⅰ】 自転車を安全に 利用できる人・ 環境にやさしいま ちづくり	自転車通行経路の計 画的な整備推進	①自転車通行経路の整備【自転車ネットワーク計画に基づく】（短期計画）
		②適切な規制看板設置運用を警察へ要望（長期計画）
	違法駐車取締の推進	①違法駐車取締強化を警察へ要望（長期的計画）
	まちづくりと連携した総合 的な取組の実施	①カラー舗装や路面標示による安全対策の実施（長期計画）
【政策目標Ⅱ】 自転車の利用を 促進した健康で 活力ある社会づく り	自転車を活用した健康 づくりの推進	①健康増進の広報啓発（長期計画）
	自転車通勤等の促進	①自転車通勤等の促進を図る広報啓発（長期計画）
	自転車通行経路の計 画的な整備推進	①自転車通行経路の整備【自転車ネットワーク計画に基づく】（短期計画）
		②適切な規制看板設置運用を警察へ要望（長期計画）
【政策目標Ⅲ】 自転車事故のな い安心な暮らしづ くり	自転車の安全利用の 促進	①自転車の通行ルールの周知（長期計画）
		②交通安全意識向上を図る広報啓発（長期計画）
		③自動車教習所における安全教育の充実を要望（長期計画）
	学校における交通安全 教育の推進	①交通安全教育の推進（長期計画）
		②通学路周辺の安全点検（長期計画）
	違法駐車取締の推進	①違法駐車取締強化を警察へ要望（長期的計画）
	自転車通行経路の計 画的な整備推進	①自転車通行経路の整備【自転車ネットワーク計画に基づく】（短期計画）
		②適切な規制看板設置運用を警察へ要望（長期計画）

2 政策目標Ⅰ 自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり

2-1 自転車通行経路の計画的な整備推進

取組	① 自転車通行経路の整備
取組内容	通行経路の連続性等に配慮した自転車ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携しながら、自転車通行経路の整備を推進します。また、関係者の意見を踏まえ、路肩や交差点等の自転車通行経路の安全性・快適性の改善を検討します。
取組イメージ	車道混在  矢羽根型路面表示及び自転車ピクトグラムの設置 自転車通行区分の明示  ピクトグラムの設置 ソフト対策の検討・実施 注意標示イメージ（歩道部）  「普通自転車通行可」規制とともに整備 注意標示イメージ（車道部）  【検討に当たっての技術的な指針】 ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁） ・平面交差の計画と設計—自転車通行を考慮した交差点設計の手引（（一社）交通工学研究会） ・自転車利用環境整備のためのキーポイント（（公社）日本道路協会）

取組	②適切な規制看板の設置運用を警察へ要望します
取組内容	自転車交通を含め、全ての交通に対して安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示等の適切な設置を要望します。
取組イメージ	通行・進入禁止に関する標識  通行止め 車両進入禁止 自転車通行止め 車両進入禁止 歩行者専用 逆走の禁止に関する標識  一方通行 自転車一方通行 通行禁止に係る標識例 ※補助標識により規制対象から自転車が外されている場合を除く

2-2 違法駐車取締の推進

取組	①違法駐車取締強化を警察へ要望
取組内容	自転車を含めた交通の安全と円滑を図るため、悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車取締の強化を要望します。
取組イメージ	海田町 取締強化を要望 広島県警察（海田警察署） 道路交通法に基づく、放置駐車違反の処理 放置駐車違反の処理手続 施行日／平成18年6月1日 放置車両確認事務 警察官 駐車監視員 違反確認 写真撮影 確認標章・取付け 報告 警察署長 違反日時・場所・車両等 違反状態等 審査 違反者出頭 運転者責任追及 反則告知（反則切符処理） 反則金納付通告 納付 国 運転免許の行政処分点数あり 違反者不出頭 若しくは 違反者反則金不納付 使用者責任追及 都道府県公安委員会 弁明通知書の発送 弁明書の審査 納付命令書の発送 車両の使用者 使用制限 （使用制限命令基準に 該当した場合） 放置違反金不納付 放置違反金納付 督促・催促 督促状発送 催促 滞納処分 差押え 徴収 都道府県 運転免許の行政処分点数なし 国 国土交通省等 各都道府県公安委員会 車検拒否 資料：広島県警察

2-3 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

取組	①カラー舗装や路面標示による安全対策の実施
取組内容	歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、関係機関（道路管理者、公安委員会等）が連携して、カラー舗装や、路面標示等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施します。
取組イメージ	 蟹原二丁目交差点 資料：海田町

3 政策目標Ⅱ 自転車の利用を促進した健康で活力ある社会づくり

3-1 自転車を活用した健康づくりの推進

取組	①健康増進の広報啓発
取組内容	気軽に身体を動かす機会として自転車の利用を促進し、運動習慣者の割合の増加につなげるため、関係機関が連携して地域の自転車に関する広報を、町のホームページ等を活用して実施します。
取組イメージ	 自転車利用のための自転車マップ 資料：福山市 HP

3-2 自転車通勤等の促進

取組	①自転車通勤等の促進を図る広報啓発
取組内容	都市交通の円滑化を図り交通渋滞と道路環境の改善を目的とした、通勤手段としての自転車利用を拡大するための広報啓発を実施します。
取組イメージ	 エコ通勤 始めませんか STOP 地球温暖化 「エコ通勤」、まずは”月に1回”から始めませんか？ 渋滞を減らせばCO₂が減って、地球温暖化防止に効果的です。 エコ通勤の奨励例 資料：福山都市圏交通円滑化総合計画 HP

3-3 自転車通行経路の計画的な整備推進

「2-1 自転車通行空間の計画的な整備推進」と同様

4 政策目標Ⅲ 自転車事故のない安心な暮らしづくり

4-1 自転車の安全利用の促進

取組	①自転車の通行ルールの周知
取組内容	民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」のチラシ等を作成、配布すること等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。
取組イメージ	 自転車安全利用五則のチラシ 資料：公益財団法人広島県交通安全協会 HP・広島県

取組	②交通安全意識向上を図る広報啓発
取組内容	自転車の安全利用や自転車保険への加入について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動、マナーアップ強化月間等様々な機会を活用して、街頭での指導啓発、ポスター貼付等、広報啓発に努めます。
取組イメージ	広島県「自転車マナーアップ強化月間」のチラシ 資料：広島県 HP 「日を定めて実施する運動日」のチラシ 資料：広島県 HP 自転車安全利用街頭キャンペーンの様子 資料：広島県 HP

取組	③自動車教習所における安全教育の充実を要望
取組内容	道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うなど、自転車への注意喚起を促すなどの教育を要望します。
取組イメージ	 自転車通行ゾーンを走行する自転車 資料：福山市 HP

4-2 学校における交通安全教育の推進

取組	①交通安全教室の推進
取組内容	交通安全教室等を開催し，交通安全意識の向上を図ります。
取組イメージ	 交通安全教室 資料：廿日市市 HP

取組	②通学路周辺の安全点検
取組内容	町の教育委員会，学校，PTA，警察，道路管理者等により，自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施します。安全点検の実施結果を踏まえて，交通安全の確保に必要な対策を実施します。
取組イメージ	   各市町が作成した交通安全プログラムに基づいた通学路の安全点検の実施 資料：福山市 HP

4-3 違法駐車取締の推進

「2-2 違法駐車取締の推進」と同様

4-4 自転車通行空間の計画的な整備推進

「2-1 自転車通行空間の計画的な整備推進」と同様

第Ⅵ章 計画の進捗管理

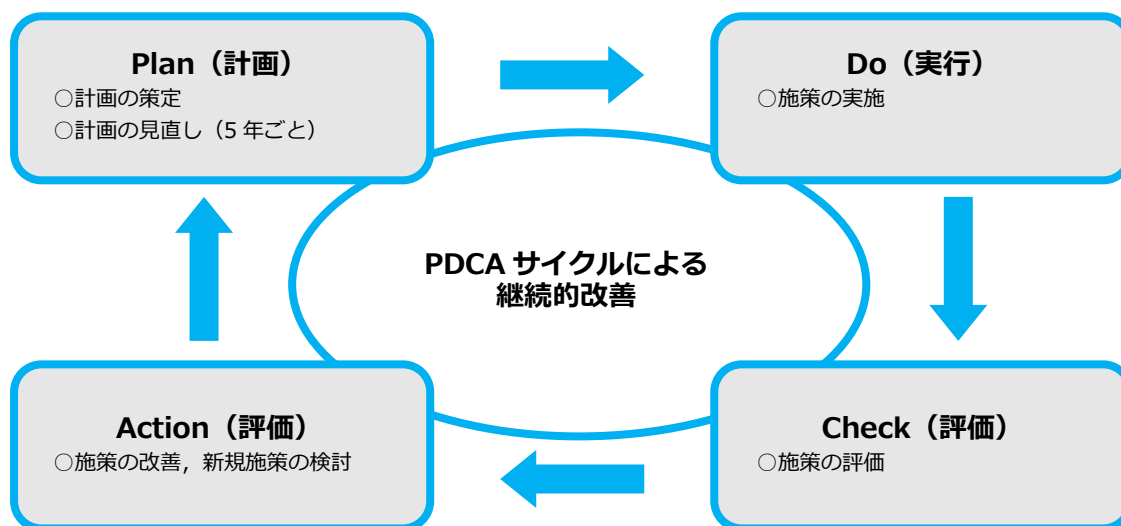
1 計画の推進

本計画は、「安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり」を基本理念として、「自転車を安全に利用できる人・環境にやさしいまちづくり」、「自転車の利用を促進した健康で活力ある社会づくり」、「自転車事故のない安心な暮らしづくり」といった広範な政策目標を掲げています。こうした目標を実現し、計画を着実に推進するため、まちづくり、健康、交通安全の各分野の関係部局がお互いに連携を図り、自転車に関する最新の知見も得ながら、総合的かつ戦略的な取組を実施していきます。

2 計画の進行管理・評価、見直し

本計画は、PDCA（（計画－実行－評価－見直し））サイクルに基づき、総合的な点検・評価、施策や取組の改善・反映を行います。

図表 PDCA サイクルの内容



海田町自転車活用推進計画

令和●(●)年●月

発 行 海 田 町

〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14-18

TEL(082)823-9209 FAX(082)823-9203

編 集 海田町 建設部建設課